

新型コロナウイルスに感染された被用者等への傷病手当金の対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染された国民健康保険の被用者等に支給する傷病手当金の対象期間を令和2年12月末から本年3月末までに延長します。

対象期間 昨年1月1日～本年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間

対象 次の要件を全て満たす人

- ①本市の国民健康保険被保険者で勤務先から給与の支払いを受けている人
- ②新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状で感染の疑いがあり、就労できなかつた期間が3日間を超える人
- ③②の期間中に給与の支給がない人

支給額 (直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 3分の2 × 支給対象日数

※申請方法など事前に電話でお尋ねください。

※後期高齢者医療制度も同様の制度がありますので、長崎県後期高齢者医療広域連合(☎095-816-3930)にお尋ねください。

☎医療保険課 ☎24-1111

国民健康保険税、介護保険料の減免申請は2月26日(金)まで



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険等の被保険者を対象とする保険税(料)を減免する制度があります。まだ手続きが済んでいない人は、期限までに申請してください。

対象となる保険税(料)

昨年2月1日～本年3月31日に普通徴収の納期限となっている国民健康保険税、介護保険料
 ※特別徴収の場合は、昨年2月～本年2月に年金から特別徴収される国民健康保険税、介護保険料。

申請期限 2月26日(金)まで

※減免は保険税(料)ごとに手続きが必要です。

※詳しくは市HPをご覧ください。

☎保険料課 ☎24-1111

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は2月26日(金)まで

新型コロナウイルス感染症の影響によって、ひとり親世帯の生活に困難が生じていることから、対象者には給付金を支給しています。申請期限が迫っていますので、再度支給要件をご確認の上、要件を満たし、まだ手続きが済んでいない人は、期限までに申請してください。

支給要件 児童扶養手当の受給資格があり、次の①②

- のいずれかの要件を満たす人(所得制限あり)
- ①①昨年6月分の児童扶養手当を受給している人
- ②公的年金などを受給しているため、昨年6月分の児童扶養手当を受給していない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が児童扶養手当の受給対象となる水準となっている人

②上記①②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少していると申し出があった人

※①②または③の要件を満たす人は、児童扶養手当を申請していなくても、その資格要件を満たす場合は申請できます。

※①①は昨年8月に支給しています。①②③と②は手続きが必要です。

支給額 ①1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円②1世帯当たり5万円

申請期限 2月26日(金)まで(必着)

給付金の再支給を行っています

昨年12月11日時点における上記支給額①の決定額と同額を再支給しています。

- ・①の支給が済んでいる人
昨年12月末に再支給しています
- ・①の支給がまだ済んでいない人
再支給分と併せて2月26日(金)までに申請してください

※詳しくは市HPをご覧ください。

☎子ども支援課 ☎24-1111

一人一人が基本的な感染症対策の徹底に継続して取り組みましょう!

新型コロナウイルスの感染確認が全国で相次ぐ中、1月7日には感染拡大地域を対象に国から2度目の緊急事態宣言が発令されました。本市でも集団感染(クラスター)が確認されるなど感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況にあります。感染拡大を防ぐには、市民一人一人の行動が非常に重要です。今一度、新型コロナウイルス感染症に関する知識を深め、基本的な感染症対策の「徹底」に「継続」して取り組みましょう。



予防の徹底を!

Q 全国で新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化・死亡する人はどのくらいの割合ですか。

A 日本では昨年12月末時点で約20万人以上の方が新型コロナウイルス感染症と診断されています。重症化・死亡する人の割合は、若者より高齢者が高い傾向にあり、昨年6月以降では

- ・重症化する人の割合 約1.6%(50歳代以下0.3%、60歳代以上8.5%)
- ・死亡する人の割合 約1.0%(50歳代以下0.06%、60歳代以上5.7%)

となっています。

Q 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすい人はどのような人ですか。

A 高齢者と基礎疾患のある人です。慢性閉塞性肺疾患(COPD)や慢性腎臓病(CKD)、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満(BMI30以上)などの人は重症化するリスクが高く、妊婦や喫煙歴がある人も注意が必要とされています。

Q 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう恐れがある期間はいつまでですか。

A 発症する2日前から発症後7～10日間程度とされています。この期間で発症直前・直後はウイルスの排出量が高くなると考えられており、症状がない場合でも不要不急の外出は控えるなど感染防止に努める必要があります。

Q 新型コロナウイルスに感染した人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させていますか。

A 他の人に感染させている割合は2割以下と考えられています。今後とも、感染した人から何人もの人に感染することがないように、3密(密閉・密集・密接)の環境を避けるなど感染予防に努めましょう。

Q 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、どのような場面に注意が必要ですか。

A 主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密の環境は感染リスクが高まります。また、①飲酒を伴う懇親会等②大人数や長時間に及び飲食③マスクなしでの会話④狭い空間での共同生活⑤居場所の切り替わりなども注意が必要です。

Q 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

A PCR検査や抗原定量検査、抗原定性検査などがあります。検査は医師の診断を基に行いますので、発熱や倦怠感などの症状がある場合は次のとおり相談してください。

- ・かかりつけ医など相談できる医療機関があるときは、必ず事前に電話で確認の上、受診してください。
 - ・かかりつけ医など相談できる医療機関がないときは、長崎県受診・相談センター(☎0120-409-745)にお尋ねください。
- ※24時間(土・日曜、祝日を含む)対応します。

Q 新型コロナウイルスのワクチンはいつから接種できるようになりますか。

A 現在、国内外で多数の研究開発が進められており、一部の国で緊急的な使用が認められています。昨年12月末時点で日本国内でも承認申請が行われたワクチンがあり、臨床試験の結果などを踏まえ承認審査が行われる予定です。ワクチン接種の準備が整い次第、本紙や市HPなどでお知らせします。

※ワクチンに関する情報など、詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※本市の新型コロナウイルス感染症に関する情報は市HPをご覧ください。



問い合わせ 新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎24-1111